

税効果会計の方法に関する一考察

中 島 稔 哲

要 旨

本稿は、複数ある税効果会計の方法について、各々の基礎的考え方・コンセプトを明らかにすることを目的としている。そこで、一時差異を収益・益金、費用・損金の認識時点の相違の観点から4つに類型化したうえで、繰延法、資産負債法、見越・繰延法、税効果法が、それらに対して適用する税率のあり方を検討している。検討の結果、これらの税効果会計の方法にはそれぞれコンセプトがあり、一時差異、適用税率といった観点から一様に説明できるものではないことを指摘している。

I はじめに

税効果会計においては、一時差異に対する適用税率、すなわち税効果会計の方法が1つの論点である。単一の税率を適用する繰延法および資産負債法のほかに、複数の税率を使い分ける方法も考えられる。方法はいわば適用形態であり、そこには基礎的考え方・コンセプトが存する。本稿では、一時差異を収益・益金、費用・損金の認識時点の相違の観点から4つに類型化したうえで、繰延法、資産負債法、見越・繰延法、税効果法が、それらに対して適用する税率のあり方の検討を通じて、税効果会計に存する複数の基礎的考え方・コンセプトを明らかにすることを目的としている。ただし、本稿では、税引前利益から控除するものとしての税金費用を対象に検討を進めるため、税効果を財務諸表の構成要素の一属性とみる税引後法は検討の対象に含めてはいない。また、純資産直入項目（その他の包括利益項目）に係る税効果についても、検討の対象とはしていない。

なお、本稿では、法人税等に関して、損益計算書において費用として認識される法人税等を税金費用と称し、税務申告書で確定した納付すべき税額を納付税額と称している。

II 税引前利益と税金費用

財務会計と課税所得計算は、その理念・目的等の違いにより、収益・費用と益金・損金の範囲や認識時点に相違がある。収益・費用と益金・損金の範囲の違いは、永久に解消す

ることがないという点から、永久差異と称されることがある。収益・費用と益金・損金の認識時点の相違については、期間を通算すれば解消することから、一時差異ないし期間差異と称される。

さて、上記の差異を前提に、税効果会計を税引前利益に係る税金費用を対象とする会計処理とすると、税引前利益に永久差異を加減した額（調整後税引前利益）に税率を乗じてえた額を、税引前利益に対応する税金費用として計上するとともに、税金費用と納付税額との差額を貸借対照表に計上することとなる。このとき、期間損益計算の観点、すなわち、税金費用の認識という点に重きをおくと、期間損益である税引前利益が計上された期の税率を適用することが合理性を有すると考えられる。そして、納付税額と税金費用との差異は、借方項目、貸方項目であろうとも、調整後税引前利益と課税所得との差異が解消する期まで貸借対照表に計上されることになる¹⁾。

III 税引前利益と課税所得との差異

永久差異を除く税引前利益と課税所得の差異は期間を通算すれば解消することから、税引前利益と課税所得も期間を通算すれば同額となる。

そこで、ある特定期間において税引前利益が課税所得を超えた場合、当該超過分に対し

【図表1】 税引前利益と課税所得との差異*



* →は認識時点の期間的前後関係を示すものである。たとえば、「収益→益金」は、収益が認識された期よりも後の期において益金となることを表す。

て税金の未払額が生じたと捉えることもできよう。この場合、当該差異が解消（反転）する期の税率（将来税率）を乗じてえた額をもって負債計上することが考えられる²⁾。

また、ある特定期間において課税所得が税引前利益を超えた場合、当該超過分に対する納付税額は税金の前払額と捉えることもできよう。この場合、当該差異が生じた期の税率（現行税率）を乗じてえた額をもって資産計上することが考えられる（【図表1】参照）。

このように、税効果会計を税引前利益と課税所得との差異を対象とする会計処理と捉えようと、単一の税率を適用する必然性はないといえる。

IV 税効果会計の方法と適用税率

税引前利益と課税所得との差異は、永久差異を除くと、【図表1】のように、収益・費用と益金・損金の認識時点の相違に分解（還元）することができる（Moonitz [1957] 参照）。ここで、収益・費用と益金・損金の認識時点の相違が期間別にもたらす効果を簡便な数値例をもって示したうえで、税効果会計の方法について検討を行うこととしたい³⁾。

〔ケース1〕収益認識が益金計上よりも期間的に先行するケース

たとえば、財務会計上、×1年度に認識された収益300のうち100が、課税所得計算上は×2年度において益金とされるものとし、×1年度と×2年度の財務会計および納付税額の計算は次のとおりとする。なお、×1年度と×2年度とも、財務会計上の収益は300、費用は200とする。

×1年度		×2年度	
財務会計	納付税額の計算	財務会計	納付税額の計算
収益 300	税引前利益 100	収益 300	税引前利益 100
費用 200	益金不算入 100	費用 200	益金算入 100
税引前利益 100	課税所得 0	税引前利益 100	課税所得 200
	税率 40%		税率 30%
	納付税額 0		納付税額 60

この場合、財務会計上の収益認識年度の×1年度においては、益金不算入とされることから、納付税額（税金支払額）を40（＝100×40%）減額する効果があり、×2年度においては、益金算入されることから、納付税額を30（＝100×30%）増額する効果がある。

〔ケースII〕 損金計上が費用認識よりも期間的に先行するケース

たとえば、財務会計上は×2年度に認識される費用100が、課税所得計算上は×1年度において損金とされるものとし、×1年度と×2年度の財務会計および納付税額の計算は次のとおりとする。なお、×1年度と×2年度とも、財務会計上の収益は300、費用は200とする。

×1年度		×2年度	
財務会計	納付税額の計算	財務会計	納付税額の計算
収 益 300	税引前利益 100	収 益 300	税引前利益 100
費 用 <u>200</u>	損金算入 <u>100</u>	費 用 <u>200</u>	損金不算入 <u>100</u>
税引前利益 <u>100</u>	課税所得 0	税引前利益 <u>100</u>	課税所得 200
	税 率 <u>40%</u>		税 率 <u>30%</u>
	納付税額 <u>0</u>		納付税額 <u>60</u>

この場合、×1年度においては、財務会計上は費用認識が行われていないが損金算入されることから、納付税額を40（＝100×40%）減額する効果があり、財務会計上の費用認識年度の×2年度においては、損金不算入とされることから、納付税額を30（＝100×30%）増額する効果がある。

〔ケースIII〕 益金計上が収益認識よりも期間的に先行するケース

たとえば、財務会計上は×2年度に認識される収益100が、課税所得計算上は×1年度において益金とされるものとし、×1年度と×2年度の財務会計および納付税額の計算は次のとおりとする。なお、×1年度と×2年度とも、財務会計上の収益は300、費用は200とする。

×1年度		×2年度	
財務会計	納付税額の計算	財務会計	納付税額の計算
収 益 300	税引前利益 100	収 益 300	税引前利益 100
費 用 <u>200</u>	益金算入 <u>100</u>	費 用 <u>200</u>	益金不算入 <u>100</u>
税引前利益 <u>100</u>	課税所得 200	税引前利益 <u>100</u>	課税所得 0
	税 率 <u>40%</u>		税 率 <u>30%</u>
	納付税額 <u>80</u>		納付税額 <u>0</u>

この場合、×1年度においては、財務会計上は収益認識が行われていないが益金算入されることから、納付税額を40（＝100×40%）増額する効果があり、財務会計上の収益認

識年度の×2年度においては、益金不算入とされることから、納付税額を30（＝100×30%）減額する効果がある。

〔ケースⅣ〕費用認識が損金計上よりも期間的に先行するケース

たとえば、財務会計上、×1年度に認識された費用200のうち100が³、課税所得計算上は×2年度において損金とされるものとし、×1年度と×2年度の財務会計および納付税額の計算は次のとおりとする。なお、×1年度と×2年度とも、財務会計上の収益は300、費用は200とする。

×1年度		×2年度	
財務会計	納付税額の計算	財務会計	納付税額の計算
収益 300	税引前利益 100	収益 300	税引前利益 100
費用 200	損金不算入 100	費用 200	損金算入 100
税引前利益 100	課税所得 200	税引前利益 100	課税所得 0
	税率 40%		税率 30%
	納付税額 80		納付税額 0

この場合、財務会計上の費用認識年度の×1年度においては、損金不算入とされることから、納付税額を40（＝100×40%）増額する効果があり、×2年度においては、損金算入されることから、納付税額を30（＝100×30%）減額する効果がある。

さて、〔ケースⅠ〕から〔ケースⅣ〕に、以下で検討する繰延法、資産負債法、見越・繰延法および税効果法を適用した結果は、【図表2】のとおりである。

【図表2】税効果会計の方法の比較*

ケース	繰延法	資産負債法	見越・繰延法	税効果法
I	繰延税金貸方 40	繰延税金負債 30	繰延税金負債 30	繰延税金負債 30
II	繰延税金貸方 40	繰延税金負債 30	繰延税金負債 30	繰延税金貸方 40
III	繰延税金借方 40	繰延税金資産 30	繰延税金借方 40	繰延税金借方 40
IV	繰延税金借方 40	繰延税金資産 30	繰延税金借方 40	繰延税金資産 30

* なお、税率の改訂が行われた場合に、当該改訂に応じて残高が再計算の対象となる繰延税金を繰延税金資産・繰延税金負債とし、再計算の対象としないものを繰延税金借方・繰延税金貸方としている。

1 繰延法

〔ケースⅠ〕から〔ケースⅣ〕に繰延法を適用する場合、一時差異に係る税効果の額はすべて一時差異の発生した期の税率40%を適用して測定される。翻って、単一の税率を適用する繰延法は、一時差異の類型に依存せずとも説明が可能な方法である。すなわち、税引前利益の計算期間の税率（現行税率）を適用していることから、税引前利益に永久差異を調整した額（調整後税引前利益）に、その計算期間の税率を適用して税金費用を算定する方法といえる。これにともない、税金費用と納付税額との差額も確定したものとされる。そこで、当該差額は、借方差額、貸方差額を問わず、繰延べ処理が適用される⁴⁾。この差額は、税金費用の算定の適正化にともない生じた貸借対照表項目であり、いわば経過項目として、その資産性ないし負債性の意味づけを有す。

ここから、繰延法は、期間損益計算における税金費用を、当該期間に存する事実に基づいて算定することをコンセプトとしているといえる。換言すれば、差異の解消による効果といった将来事象を計算において考慮しない方法ともいえる。そこで、税率の改訂が行われた場合においても、この新たな事象に対して繰延税金の額を修正することは行われぬ。

2 資産負債法

〔ケースⅠ〕から〔ケースⅣ〕に資産負債法を適用する場合、一時差異に係る税効果の額はすべて一時差異の解消する期の税率（将来税率）30%を適用して測定される。単一の税率を適用することから、繰延法と同様に、一時差異を4類型に分けて分析する必然性はない。ただし、一時差異に対して直接的に税率を適用することを要する点で、繰延法とは異なっている。

資産負債法は、将来税率を適用する点で、将来の納付税額に対する効果を対象とするものといえ、そこで、このような効果をもたらす要因として、期末時点で存する財務会計上の資産・負債の額と課税所得計算上の資産・負債の額との相違として把握した一時差異を対象とする⁵⁾。将来の納付税額に対する効果には、これを増額する効果と減額する効果に区分されることから、一時差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を有す一時差異と、一時差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を有す一時差異とに区分することは理に適っている⁶⁾。

そして、このように把握した一時差異に将来税率を適用することから、その測定額は繰延税金として認識される。この繰延税金の認識をうけて、その期首と期末の増減額が税金費用として計上されることとなる。したがって、繰延法が税金費用の決定を重視するものであるのに対し、資産負債法は繰延税金の決定を重視するものである。また、一時差異の2類型に対応して、将来の課税所得を増額する効果を有す一時差異に係る税効果の額は法

人税等の未払額（繰延税金負債）としての性格を有し、将来の課税所得を減額する効果を有す一時差異に係る税効果の額（繰延税金資産）は法人税等の未収額としての性格を有するものとされる（齋藤 [2003], 190頁）。

ここから、資産負債法は、財務会計上の認識された資産・負債の額と課税所得計上の資産・負債の額が相違する場合に、当該一時差異が将来においてもたらず帰結、すなわち将来の法人税等の支払額に対する効果を認識することをコンセプトとする方法といえる。したがって、繰延税金負債については支払可能性が、繰延税金資産については回収可能性が認識の規準となり、このような可能性に影響を及ぼす将来における課税所得や税率の改訂といった将来事象を考慮することを内包しているといえる。

3 見越・繰延法

Black [1966] は、一時差異の性格に応じて見越した繰延への処理を適用することを提案している。ここで、〔ケースⅠ〕から〔ケースⅣ〕の特徴を確認しておこう。

収益・益金に係る差異について、〔ケースⅠ〕では、益金不算入により納付税額40の減少が生じた後に、益金算入により納付税額30の増加がある。〔ケースⅢ〕では、益金算入の先行により納付税額40の増加が生じた後に、益金不算入により納付税額30の減少がある。

費用・損金に係る差異について、〔ケースⅡ〕では、損金算入の先行により納付税額40の減少が生じた後に、損金不算入により納付税額30の増加がある。〔ケースⅣ〕では、損金不算入により納付税額40の増加が生じた後に、損金算入により納付税額30の減少がある。

このように、益金が課税所得計算におけるプラスの要素であり、損金がマイナスの要素である点から、収益・益金に係る差異に関係する益金不算入は納付税額の減少をもたらすが、費用・損金に係る差異に関係する損金不算入は納付税額の増加をもたらすことになる（Black [1966], pp. 113-114 参照）。そこで、Black [1966] は、〔ケースⅠ〕から〔ケースⅣ〕のそれぞれの会計処理を次のように提案している（p. 114 参照）⁷⁾。

〔ケースⅠ〕については、見越し（accrual）の処理を適用する。すなわち、収益の認識が先行し、これより後に益金算入され、納付税額の増加がもたらされることから、収益が益金算入される期の税率を適用して繰延税金負債30を認識するとともに、これを税金費用として計上する。

〔ケースⅡ〕についても、見越しの処理を適用する。すなわち、損金計上が費用の認識よりも先行し、この期においては納付税額を減少させるが、これより後には損金不算入として調整され、納付税額を増加させることから、費用認識されるが損金不算入となる期の税率を適用して繰延税金負債30を認識するとともに、これを税金費用として計上する。

〔ケースⅢ〕については、繰延べ（deferred）の処理を適用する。すなわち、益金計上

が収益の認識よりも先行し、この期において納付税額が増加しているが、これより後に収益が認識され、当該認識期間において税金費用を認識する必要がある。そこで、益金計上が先行した結果生じた納付税額の増加分40を繰延税金借方として収益が認識される期まで繰り延べ、収益が認識された期において繰延税金借方を税金費用に振り替える。

〔ケースⅣ〕についても、繰延べの処理を適用する。すなわち、費用の認識は行われているが、これが損金不算入となり、当該認識期間において納付税額を増加させている。この増加分40を繰延税金借方として、損金算入され納付税額を減少させることになる期のみまで繰り延べ、当該期において繰延税金借方を税金費用に振り替える⁸⁾。

一時差異の4類型のもとでは、収益に係る益金不算入、費用に係る損金不算入という反転的な効果に言及しているが、4類型は、つぎのように2類型に集約される。すなわち、〔ケースⅠ〕と〔ケースⅡ〕は、調整後税引前利益が課税所得よりも大きい関係が、その後、逆転するケースであり、〔ケースⅢ〕と〔ケースⅣ〕は、課税所得が調整後税引前利益よりも大きい関係が、その後、逆転するケースである。

そこで、見越・繰延法は、前述の税引前利益と課税所得との差異を対象とするものと位置づけられるものであり、一時差異の類型に依存せずとも説明が可能な方法である。そして、見越・繰延法は、税引前利益と課税所得の差異に係るキャッシュ・アウトフローを配分することをコンセプトとしている方法といえよう。

4 税効果法

Beresford *et al.* [1983] には、〔ケースⅠ〕の場合には、益金算入されるまでは財務会計において認識された収益の税効果は既知のものではなく、その税効果は現れていないことから、当該収益が課税所得計算に計上される（益金算入）期の税率を適用することが適当とされるとの記述がある（p. 114 参照）。同様に、〔ケースⅣ〕の場合にも、損金算入されるまでは財務会計において認識された費用の税効果は既知のものではなく、その税効果は現れていないことから、当該費用が課税所得計算に計上される（損金算入）期の税率を適用することが適当とされるとの記述がある（p. 114 参照）。

これに対して、〔ケースⅡ〕の場合には、すでに課税所得計算に計上されていることからその税効果は既知のものであり、財務会計において費用として認識されるときにその税効果の額は変動するものではないことから、課税所得計算に計上された期の税率を適用することが適当とされる（p. 114 参照）。同様に、〔ケースⅢ〕の場合にも、すでに課税所得計算に計上されていることからその税効果は既知のものであり、財務会計において収益として認識されるときにその税効果の額は変動するものではないことから、課税所得計算に計上された期の税率を適用することが適当とされる⁹⁾。換言すれば、財務会計において認

識されたあるいは認識される収益の税効果の額は、当該収益が課税所得計算において益金算入されるあるいはされた期の税率を適用して測定し、同様に、財務会計において認識されたあるいは認識される費用の税効果の額は、当該費用が課税所得計算において損金算入されるあるいはされた期の税率を適用して測定するものである。

このように、税効果法は、収益に係る税効果の額はこれが益金とされる期の税率を適用し、費用に係る税効果の額はこれが損金とされる期の税率を適用する方法であり、「収益－益金」、「費用－損金」という関係性をコンセプトとした方法といえよう。そこでは、益金不算入・損金不算入という反転による効果は税効果とは捉えられない。

また、税効果法も、一時差異の類型に依存せずとも説明が可能な方法であり、さらに、一時差異という考え方に依存せずとも説明が可能な方法といえよう。すなわち、税効果法は、上記の関係性から、財務会計において認識された取引その他の事象に係る税効果を認識する方法といえることができる。

V お わ り に

本稿は、一時差異を収益・益金、費用・損金の認識時点の相違の観点から4つに類型化し、繰延法、資産負債法、見越・繰延法、税効果法が、それらに対して適用する税率のあり方の検討を行った。

この検討を通じて、資産負債法を除いた3つの方法は一時差異の類型化に依存せずに説明可能なものであり、資産負債法については、2類型により説明することが理に適っているといえることができる。

そして、単一の税率を適用する方法のうち、繰延法は、期間損益計算における税金費用を、当該期間に存する事実に基づいて算定することをコンセプトとする方法であり、資産負債法は、財務会計上認識された資産・負債の額と課税所得計上の資産・負債の額が相違する場合に、当該一時差異が将来においてもたらず税務上の帰結、すなわち将来の法人税等の支払額に対する効果を認識することをコンセプトとする方法であるといえることができる。

また、複数の税率を適用する方法のうち、見越・繰延法は、税引前利益に永久差異を調整した額と課税所得の差異に係るキャッシュ・アウトフローを配分することをコンセプトとしている方法といえる。税効果法は、「収益－益金」、「費用－損金」という関係性をコンセプトとした方法であり、この関係性から、財務会計において認識された取引その他の事象に係る税効果を認識する方法と位置づけることができる。

以上を踏まえると、税効果会計の方法は、一時差異、適用税率といった一様の観点から

説明できるものではないといえる。

注

- 1) なお、ここでは、資産性および負債性の議論は捨象している。
- 2) この場合、将来において税引前利益と課税所得の関係が反転し、課税所得が税引前利益を超過することから、当該超過分に対する未払税金の計上が導かれる。
これに対して、反転による当該超過分は将来の課税所得であることから、将来の課税所得に対する納付税額は当該将来において生ずることから、税引前利益>課税所得として差異が生じた時点では納付義務は生じておらず、未払税金といった負債は存在しないとする見解がある。すなわち、存在しない負債を計上することにつながる税効果会計の適用は認められないとされる (Hill [1957] 参照)。
なお、本稿で取り上げていない税引後法は、貸借対照表の負債の部に繰延税金を計上するものではなく、たとえば資産についてはその減算可能性の消滅分を表すものと整理して、上記の批判に対処する方法といえなくもない。
- 3) なお、認識時点の相違という観点ではなく、一時差異の原因となった資産・負債の測定値の属性の観点から、適用税率を使い分ける方法もある。Grady [1964] は、たとえば、引当金繰入額のように一時差異を生じさせている項目の額が見積額である場合には、当該項目の税効果も見積額として測定することが適当であるとしている (p. 26)。これ以外のケースについては、税効果額が当期の確定するものとして、それが発生した期の税率を適用することを提案している (p. 26)。この考え方によれば、〔ケースⅠ〕・〔ケースⅡ〕・〔ケースⅢ〕には差異が発生した期の税率を適用し、〔ケースⅣ〕の場合には解消する期の税率を適用することになる。
- 4) 会計基準の開発において、特に、借方差額について認識基準が設けられることがあるが (たとえば、Accounting Principles Board [1967])、当該議論に内在するものではないと考えられる。
- 5) なお、「税効果会計に係る会計基準」では、法人税等については、一時差異に係る税金の額を適切な会計期間に配分し、計上しなければならないとしている (第二・一)。
- 6) なお、「税効果会計に係る会計基準」では、一時差異には、当該一時差異が解消するときその期の課税所得を減額する効果を持つもの (将来減算一時差異) と、当該一時差異が解消するときその期の課税所得を増額する効果を持つもの (将来加算一時差異) とがあるとしている (第二・一・3)。
- 7) 齋藤 [2012年] では、費用の見越・繰延の手続きを敷衍する方法として説明されている (265-266頁)。
- 8) なお、Black [1966] は、損金算入される期において税金支払額を減額する効果が期待できない場合には、納付税額の増加分は繰延税金借方として繰り延べてはならず、その増加分は期間費用として処理しなければならないとしている (p. 114)。
- 9) 齋藤 [2012年] では、実際の税金支払 (キャッシュ・フロー) への影響を反映させる方法として説明されている (266頁)。

参 考 文 献

- Accounting Principles Board [1967], Opinions of Accounting Principles Board, No. 11, *Accounting for Income Taxes*, AICPA, 1967. 川口順一監訳・解説, 磯部秀夫翻訳 [1973], 『アメリカ公認会計士協会 税効果会計』 関東図書。
- Beresford, D R., L C. Best, P W. Craig and J V. Weber [1983], *Research Report, Accounting for Income Taxes: A Review of Alternatives*, FASB.
- Black, H A. [1966], Accounting Research Study No. 9, *Interperiod Allocation of Corporate Income Taxes*, AICPA.
- Grady, P [1964], "Tax Effect Accounting When Basic Federal Income Tax Rate Changes," *Journal of Accountancy*, 117 (4), pp. 25-27.
- Graham, W J. [1959], "Allocation of Income Taxes," *Journal of Accountancy*, 107 (1), pp. 57-67.
- Hicks, E L. [1963], "Income Tax Allocation," *Financial Executive*, 31 (10), pp. 46-56.
- Hill, T M. [1957], "Some Arguments against the Inter-Period Allocation of Income Taxes," *The Accounting Review*, 32 (3), pp. 357-361.
- Johns, R S. [1958], "Allocation of Income Taxes," *Journal of Accountancy*, 106 (3), pp. 41-50.
- Kissinger, J N. [1986], "In Defense of Interperiod Income Tax Allocation," *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, 1 (2), pp. 90-101.
- Macpherson, L G. [1954], "Capital Cost Allowance and Income Taxes," *The Canadian Chartered Accountant*, December 1954, pp. 353-360.
- Moonitz, M [1957], "Income Taxes in Financial Statements" *The Accounting Review*, 32 (2), pp. 175-183.
- Powell, W [1959], "Accounting Principles and Income-Tax Allocation," *New York Certified Public Accountant*, 29 (1), pp. 21-31.
- Sands, J.E. [1959], "Deferred Tax Credit are Liabilities," *The Accounting Review*, 34 (4), pp. 584-590.
- Schultz, S M. and R T. Johnson [1998], "Income Tax Allocation: The Continuing Controversy in Historical Perspective," *Accounting Historians Journal*, 25 (2), pp. 81-111.
- Schwartz, B N. [1981], "Income Tax Allocation: It Is Time for a Change," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, 6 (3), pp. 238-247.
- Shield, H J. [1957], "Allocation of Income Taxes," *Journal of Accountancy*, 103 (4), pp. 53-60.
- Trumbull, W. P [1963], "When is a Liability," *The Accounting Review*, 38 (1), pp. 46-51.
- 齋藤真哉 [1999], 『税効果会計論』 森山書店。
- 齋藤真哉 [2003], 「税効果会計」 佐藤信彦編著『国際会計基準制度化論』 白桃書房, 2003年, 186-198頁。
- 齋藤真哉 [2012], 「法人税等」, 佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史編著『スタンダードテキスト財務会計論Ⅱ応用論点編 [第6版]』 中央経済社, 239-275頁。
- 新日本有限責任監査法人 (日本語版監修) [2010], 『IFRS 国際会計の実務 [下巻]』 レクシスネクシス・ジャパン株式会社。
- 西村幹仁 [2001], 『税効果会計の理論』 同文館。